

令和元年度第 1 回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：令和元年5月17日（金）

午後6時00分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 後藤省二 名取顕一 盛庄吉 吉川豊 堀正孝

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開・法務担当主任 小野春乃

総務部総務課情報公開・法務担当主事 松原可奈子

教育推進部教育センター所長 矢島孝幸

教育推進部教育センター学校支援係長 猪岡君彦

教育推進部教育センター学校支援係主任 高井順三

福祉部国保年金課長 畑中貴史

福祉部国保年金課国保給付係長 小杉麻子

企画政策部情報政策課長 下笠博敏

企画政策部情報政策課IT推進担当主査 梅田裕次

欠席者：（委員）二瓶紀子 島川健治 小山忍

## 1 開会

○総務課長 それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
5月から令和元年度になって、資料上は、平成31年度になっておりますが、第1回の文京区  
情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日は、二瓶委員、島川委員、それから小山委員が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しております  
ことを併せてご報告申し上げます。

## 2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、事務局でございますが、人事異動により一部変更がございましたので、ご  
報告いたします。

担当の西村が異動により転出いたしまして、松原が新たに着任いたしました。

○情報公開・法務担当主事 松原と申します。よろしくお願いたします。

○総務課長 総務部長の吉岡、私、総務課長の石嶋、主査の内宮、それから、担当の小野は変更はございません。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づく、平成30年度における各制度の実施状況の報告を含め、2件の報告と、教育センター及び国保年金課の業務における2件の諮問がございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、担当所管課の公務の都合上、諮問案件2件の審議を行った後に、報告事項に入らせていただきたいと思えます。

それでは、進行を、内山会長にお願いいたします。

○内山会長 それでは、夜分のことでございますので、早速、議事に入らせていただきたいと存じます。

### 3 議事

○内山会長 まず最初に、諮問第1号についてご審議をいただきます。

事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、説明に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいております。

諮問第1号に関する資料としては、まず、諮問書の写し、こちらは196ページになります。次に、資料第14号「教育センター総合相談システム導入に係る個人情報の取扱いについて」でございます。お手元の資料、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号について、説明のため所管課職員が同席いたしておりますので、ご紹介させていただきます。

矢島教育センター所長でございます。

○教育センター所長 矢島でございます。

○総務課長 同じく教育センター学校支援係、猪岡係長でございます。

○教育センター学校支援係長 猪岡です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 高井主任でございます。

○教育センター学校支援係主任 高井です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、まず、私から、諮問書に基づき、簡単に諮問案件についてご説明いたします。すみません、座って進めさせていただきます。

平成31年度諮問第1号、教育センター総合相談システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録についてでございます。

それでは、諮問書の諮問の趣旨について、読み上げさせていただきます。

教育センターで実施している各相談業務は、様々な情報を多角的・総合的に判断して相談者に対応する必要があることから、思想・信条（主義主張）、宗教といった、個人情報保護条例第7条本文に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）を、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて決定した個人情報の収集禁止事項の例外基準表の整理番号5に基づき、例外的に収集する場合があります。

平成32年4月から運用を予定している教育センター総合相談システムを導入するに当たって、これらの収集禁止事項を当該システムに記録することとなるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。

詳細については、所管課長からご説明申し上げます。

**○教育センター所長** それでは、資料第14号に基づきましてご説明をさせていただきます。

システム名称でございますけれども、教育センター総合相談システムでございます。

開発の目的でございます。教育センターの各係で分担して実施をしております、総合相談等の相談ケース情報を体系的な情報管理を行い、連携の円滑化を図るものでございます。

おめくりをいただきまして、諮問事項、7の（1）でございます。相談業務等を実施することになってございますので、思想・信条、宗教といった収集禁止事項に該当する個人情報についてもシステムへの記録が必要不可欠となるものでございます。

また、（2）のイでございます。目的外利用の制限についてでございますが、教育相談及び児童発達支援、そよかぜ、ほっこり等につきましては、相互の業務が密接な関係又は連続性を持ったものでございますことから、こちらについても、目的外利用については、運営審議会の意見を聴きまして利用させていただくといったところでございます。

参考資料といたしまして、第1号から第4号に記載をさせていただいております。関係の条文及び例外基準表等でございます。以上でございます。

**○内山会長** 説明は終わりですか。

**○教育センター所長** はい、説明は終わりました。

**○内山会長** それでは、この諮問につきましてご説明が終わったということでございますので、ご出席の各委員からご質問及びご意見を伺いますが、まず、ただいまご説明いただいたことについてのご質問等があれば、頂戴させていただくということにいたします。

後藤委員。

○後藤委員 後藤でございます。それでは、ちょっと質問させていただきます。

ご説明があった資料の198ページ、具体的に取り扱う個人情報についてということで、かなり詳細な項目が書かれております。これらの項目の情報が今回の相談業務、総合相談の中で、具体的にどういう理由で必要なのか、どういうシーンで活用されるのか、どういうところでこういう情報がないと当該児童に対しての不具合が生じるのかということ、簡単で結構ですので、ちょっとご説明いただけませんか。

なお、その際に、この個人情報の項目が並べられているんですか、子どもについての項目なのか、例えば、障害の有無とか、この辺りは子どもの状況でしょうね。それから、職業、職歴、学歴というのは保護者の項目ですよ。これをちょっと整理していただいたほうがいいのかと思うんですが、そういう意味でちょっと付け加えてご説明をいただければと思います。以上でございます。

○教育センター所長 まず、どのような形での収集をさせていただくかといったことでございますけれども、総合相談業務につきましては、療育あるいは教育等、様々な相談をお受けいたします。原則は、お子さんのご相談といったところで親のご相談もお受けをして、ご相談に係る内容としての保護者のご相談もお受けをしているといった内容でございます。

生育環境ですとか、そういった内容のことに よりましても、お子さんの状況というところの背後支援というのが変わってくる可能性がありますので、積極的に思想・信条、宗教等をお伺いするわけではないんですけれども、保護者よりこういった情報が提供された場合については、それを記録するといった形で収集をさせていただくものでございます。先ほどご説明させていただいたように、そういった理由からお子さんに対する支援の内容を決定していく上で、提供された情報については記録し、共有することで、支援の質が上がっていくといったものでございます。

また、職業等、当然、そちらについては保護者の内容ということになりますが、基本的にそういった中で、現状は分類をさせていただいてはいないんですけれども、その中で提供された情報についてはご記録をさせていただくということで、当然に職業については保護者の状況といったところにはなりません。現状としてはこういった形で、分類をさせていただいております。

○内山会長 よろしいですか。

○後藤委員 じゃあ、もう一言。

○内山会長 はい。

○後藤委員 この対象の相談の中には、早期の発達支援といますか、一定の障害をお持ちの方のお子さんの支援のための相談の中でというところの部分があるかと思えます。例えば、そういう障害を持っているお子さんの発達支援のときに、親御さんの宗教とか学歴とか、あるいは収入状況とか、そういう部分が相談指導の中で必要になるシーンというのがちょっと見えないものですから、そういうことをお尋ねしたかったんですが、いかがでしょうか。

○教育センター所長 例えば、宗教上食べられないような食材があったりとか、あるいは収入状況によって健康状態、衛生状態といったところに懸念があったりとか、あるいは他の機関、子ども家庭支援センターとの連携に対する必要な情報であったりとか、こういった辺りで、もたらされた情報については記録をさせていただいて、必要な療育とあるいは発達促進の訓練等の実施のために活用させていただくといったものでございます。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 今のご説明の中で、もたらされた情報について記録をするというお話でございました。教育委員会側から積極的に聞き取りをするということではなくて、聞いた情報を記録するというところでよろしいでしょうか。

○教育センター所長 はい、おっしゃるとおりで、この収集禁止事項に当たる情報に関しては、積極的に伺うのではなく、もたらされた場合について記録をさせていただくといった考えでございます。これ以外の情報については、こちらから必要な情報としてお伺いするといった形になります。

○後藤委員 もう1点だけ、すみません。最後にします。

○内山会長 はい。

○後藤委員 非常に内容についてはセンシティブな情報だというふうに考えますので、これらの情報については、例えばそのお子さんが義務教育を終了した時点で、教育委員会としては必要がなくなるというふうに思うのですが、具体的にはいつ頃に削除されるのでしょうか。

○教育センター所長 基本的な個人情報の管理年限でいきますと、5年というふうに記憶をしておりますが、現状としてはこういった形で、5年を経過した時点で廃棄といった内容です。

○後藤委員 ご説明伺いました。

○内山会長 どうぞ、堀委員。

○堀委員 委員の堀です。日々、教育センターのお仕事は大変かと思っております。本当にご尽力いただき、ありがとうございます。

今の前の方のご質問にちょっと関連することだと多分思うんですけども、198ページの取り扱う個人情報、これにつきまして、基本的には今のご説明ですと、とれたものについてはこのシステムの中に入れていくということで、ちょっと気になるのは、私の考え方、発想でいうと、個人情報はなるべく必要のないものは持たないというのが原則だと思っています。ケースによって一律に収集するんじゃなくて、限定的に、この人についてはこの情報が必要だということが確かにあると思いますし、これがいろんなセクションで見られるということはすごく意味のあることだと、全体としての有効性については何も否定しているものじゃなくて、確かにそうだと思いますが、本当に出たものを全部一律に入れていいかという問題があるように思うんですね。この人のケースの場合は、これは言ったけれども、別に必要ないから入れなくてもいいじゃないとか、基本的には、なるべく必要のないものはリスクが高くなるので情報は確保しないと、そういうスタンスがまず大事なんじゃないかなというふうに思っています。ですから、聞かれたら全部この中にぶち込むというのはちょっと危険なような気が、乱暴なような気がいたしますというのが、私の意見でございます。

○内山会長 現実にも、電算処理はしてないけれども、この仕事をされているんでしょうから、どのような取扱いをされているのか、具体的にご説明していただけますか。

○教育センター所長 実際に聞き取りを行うのは心理の資格を持った者が基本的にはする、あるいは場合によっては理学療法士等が行うということもございますけれども、原則として心理士になります。

その専門性の中で必要と思われる情報について、記録を取らせていただいております。

○堀委員 そこでやっぱり選択というのがあるわけですね。

○教育センター所長 はい、現状でございますので。

○堀委員 ありがとうございます。それなら分かります。

○教育センター所長 このような形で現時点でも既に実施をされているというふうに認識をしてございます。

○堀委員 ありがとうございます。

○内山会長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

私からも。収集した情報の廃棄については、ご説明はいただきましたけれども、現在は、紙ベースなのかもしれませんが、既に収集している情報がありますよね。それを廃棄するのはどのような手続が行われているのか、担当者が単に廃棄したと言っているだけのことなのか、複数の目で確認をしているのか等についてご説明をしていただいた後、この取扱いが始まるとど

のような手続によって廃棄することを確認するのか、それを説明していただけますでしょうか。

○教育センター所長 現状といたしましては、1年に1回の文書廃棄のタイミングによりまして、年限が来たものを全て集めまして、それで廃棄をさせていただくといった状況でございます。当然に個人情報といったものでございますので、取扱いについては万全を期しているところでございます。廃棄について、ここの部分を二重でというのはあるんですけども、基本的には担当の職員と係長とで確認をさせていただいているところでございます。

システムになりましたときには、これは今後の開発で、これから事業者を選定させていただくので、あくまでも想定といったところになりますが、文書廃棄と同じタイミングによりまして、システム上で削除させていただくということになるかというふうに想定してございます。

○内山会長 廃棄についても、今後そのような手続の中で確実に廃棄するという処理はしていただけるということをお約束していただけるということですね。

○教育センター所長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○内山会長 それから、収集した情報について、接触できる文京区の職員の方について、現在は限定されているのでしょうか。

○教育センター所長 基本的にこの情報を取り扱えるのはその担当の係の職員と、それから関連のある係といったところで、例えばですけども、児童発達支援係と総合相談係の担当の職員といったところで限定をされるということになります。

○内山会長 それを電算処理をするということになると、アクセスする制限をかけるようなシステムになるのでしょうか。

○教育センター所長 システム上ではアクセス制限をかけ、アクセスできる職員を限定して、アクセスするようにさせるということです。

○内山会長 その職員が例えば職場を異動すると、パスワード等があつて、職場が変われば元の職員の方はその情報にアクセスできないというふうなシステムにはなるんですね。

○教育センター所長 はい、おっしゃるとおりです。

○内山会長 それから、もう1点なんですけれども、目的外利用の中で、教育相談と発達相談、これを継続して行うんで、情報をそれぞれ共有するというのは分かるんですが、そのほかに福祉における計画支援とサービスの提供も相互に利用するというふうには書いてあるんですけども、今でもこういうことをやっているんですか。

○教育センター所長 こちらも今、現状でも実施しております。こちらは、諮問事項ということではございませんけれども、資料に付けさせていただいております。こちらも、密接な関係



又は連続性を持った事業といった内容でございます。この計画相談というものに基づきまして、この事業を実施しておりますので、こちらは利用者の方は当然に情報が共有されているというのはご理解いただけるものというふうに考えてございます。

○内山会長 ほかの委員のご発言にもありましたけれども、非常にセンシティブな情報ですので、慎重な上にも慎重な取扱いをしていただかないといけないということだと思いますので、現況においてそのような処理をしていく中で、何か問題があったり、情報が漏せつたというような経過等があったら、おっしゃっていただきたいと思うんです。

○教育センター所長 現状において、そういった事故は起きてはございません。

○内山会長 起きていないということですね。

それでは、ご説明いただいたことについてのご質問等については、この程度でよろしいでしょうか。

○総務課長 それでは、恐れ入りますが、所管課の職員は退席させていただきます。

○教育センター所長 ありがとうございます。

(教育センター職員 退室)

○内山会長 それでは、さらにご審議をいただきますが、ただいまのご説明を基に、いただいた諮問についてどのように答申すべきか、ご意見を伺わせていただきたいと思っております。

お願いします、堀委員。

○堀委員 今まで電算化される前というのは、多分それぞれのセクションでばらばらに1人の方の情報が分断されていたとあって、本当にこれは大変ないろいろ問題があるので、それを統合するという意味ではものすごく、限定利用という言葉に尽きますけれども、大変意味のあることだと、私は思っています。なので、サービスの向上という意味では、原則、これは、私は認めていいんじゃないかという意見でございます。ただ、取扱いについて、先ほど言ったようなことを注意していただけるならばという前提です。

○内山会長 紙ベースのものを電算で処理して、統一的に処理するということになると、例えば紛失等のおそれというのが無くなるという意味で、情報セキュリティ上は向上する部分もあるわけですが、反面、今おっしゃっていただいたような危険も増大するというようなことがあります。行政を進める上では、このような仕事や情報の処理というのは必要なことでしょうし、慎重な上にも慎重な取扱いをしていただいて実施していただくというようなご意見かと思いますが、趣旨とすればそのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、どういたしましょうか。あらかじめ事務局で案文、たたき台を作ってはいいただい

ておりますので、まず、それをご覧いただきましょう。

**○総務課長** それでは、私のほうで答申案を読み上げさせていただきます。

平成31年4月22日付2019文総総第60号による平成31年度諮問第1号について、次のとおり答申します。

答申

1 諮問事項。教育センター総合相談システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録について

2 審議会の結論。本件諮問に係る個人情報の電子計算組織への記録について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由。実施機関においては、総合相談（教育相談・発達相談）、計画支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、ふれあい教室、スクールソーシャルワーカー等の業務を通じて、乳幼児から学齢期までの子ども及びその保護者に対して、子どもの発達や教育における支援を行っているところである。

その中で、相談事業を通じて、思想・信条（主義主張）、宗教といった文京区個人情報の保護に関する条例第7条に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）が相談者から寄せられ、必要に応じて収集する場合があります。収集したこれらの情報を多角的・総合的に判断し、相談者への支援につなげているということである。

こうした業務をシステム化することにより、迅速な相談者への対応が可能となり、あわせて乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援の拡充が可能となることを踏まえると、収集禁止事項を教育センター総合相談システムに記録することは、合理性があり、妥当なものと認められる。

というものでございますが、今、委員各位から、会長からもお話にあった慎重な取扱いについては、ただし書等でそのところは記載していく方向で考えていきたいと思っております。

**○内山会長** 答申に係る事業が行政を進める上で有用な制度であって、実施すること自体には差し支えないというご意見がここに書いてあるということでございますが、その上で、しかし、このシステムを運用するに当たっては、セキュリティについて万全の措置を執っていただきたいという付言をつけていただいたほうがよろしいかと思っております。それを最後になお書きか何かで、そういうことが必要であるということを書いていただいて、答申とさせていただくという趣旨でよろしいでしょうか。

**○総務課長** はい。

**○内山会長** それでは、お諮りいたします。この答申の末尾に、「なお」ということで、セキ

セキュリティについて慎重な取扱いをされるということを望むという文言を付けた上で、答申をさせていただくということで、その文案ですが、また、この会を開くというのではなく、例えば会長の私に一任をさせていただいて、その文案を付言させていただくということで答申をさせていただくということも一つの方法だとは思いますが。そのようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○内山会長** ありがとうございます。

それでは、承ったご趣旨を答申に付け加えた上で、これをもって答申とするということにいたしまして、成案につきましては、できた段階で各委員のお手元にはお配りするというご手配をさせていただくということにいたします。

それでは、諮問第1号については、そのようなこととして、ご審議をいただいたということにいたします。

続きまして、諮問第2号につきましてご審議をいただきます。

ご説明をお願いいたします。

**○総務課長** それでは、説明に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。

諮問第2号に関する資料といたしまして、まず、諮問書の写し、204ページでございます。次に、資料第15号「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度における個人情報の取扱いについて」でございます。お手元の資料は、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号について、説明のため所管課職員が同席いたしますので、ご紹介させていただきます。

畑中国保年金課長でございます。

**○国保年金課長** 畑中です。よろしくお願いたします。

**○総務課長** 同じく国保年金課国保給付係、小杉係長でございます。

**○国保年金課国保給付係長** 小杉です。よろしくお願いたします。

**○総務課長** それでは、まず、私から、諮問書に基づき、簡単に諮問案件についてご説明申し上げます。

平成31年度諮問第2号、在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度における出入国在留管理庁への外部提供についてでございます。

諮問書204ページをご覧ください。諮問の趣旨を読み上げさせていただきます。

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案を防止するため、外国人被保険者が在留資格の本来活動を行っていない可能性が高いと考えられる場合に、当該外国人被保険者の個人情報を

出入国在留管理庁へ通知する制度が創設された。

このことにより、在留資格の本来活動を行っていない可能性が高い外国人被保険者の個人情報  
を東京出入国在留管理局へ外部提供することとなるため、個人情報保護条例第15条第2項  
第3号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。

以上でございます。詳細については、資料に基づいて、所管課からご説明いたします。

**○国保年金課長** それでは、資料第15号、205ページにございますこちらで、ご説明させて  
いただきます。

こちらの通知制度の背景と課題というところでございますが、昨年来、報道等でもお耳にさ  
れていることかと思えますけれども、日本の医療保険制度を悪用して、外国の方が国民健康保  
険に加入して高額な医療サービスを受けるといった事例が見受けられたというところで、その在  
留外国人に対する不適正事案の防止ということで、今回、通知制度を新たにスタートするとい  
うものでございます。

2番目の通知制度の内容でございますが、214ページにお付けしてございます、平成31  
年1月7日付けの厚生労働省からの通知にございますとおり、不適正事案を防止するために外  
国人被保険者が在留資格の本来活動を行っていない可能性が高いと考えられる場合に当該外国  
人被保険者の個人情報を出入国在留管理庁へ通知するというものでございます。

聞き取り対象となる場合といたしまして、(1)に①から⑤まで、五つ掲げてございます。  
これらの内容、交付申請等があった場合に、聞き取りを行うというものでございます。

聞き取り対象となり得る情報につきましては、(2)に記載のとおり、①から⑦まで、こち  
らの七つの情報を聞き取るということになります。

本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合といたしまして、(3)のところに  
①から裏面の⑦まで、こういったケースを想定しております。

(4)といたしまして、出入国在留管理庁への通知対象となり得る個人情報として、記号・  
番号を初め、氏名、住所、その他、こちらに記載の事項について、通知を行うというもので  
ございます。

こちらの通知制度につきましては、208ページに資料がございますが、当初、平成29年  
の12月に試行的運用ということでスタートをしたものでございます。その時点におきまして  
は、1年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合ということで、かなり  
限定されていたんですけれども、この試行を終えまして、今回、改めて通知の対象を拡大して  
行うものでございます。

聞き取りの結果、通知の対象となると考えられる場合につきましては、207ページに付けてございます、こちらの連絡票に基づいて通知をするということになっております。

こちらの通知制度について、今回、こちらの審議会にお諮りをさせていただいた内容につきましては、本通知制度そのものにつきましては、不適正な事例を排除することによって、医療費の適正化につながるという公益性が認められるものでございますが、個人情報について、出入国在留管理庁に外部提供をするということになりますので、こちらの審議会にお諮りをしているものでございます。

また、通知制度の性質上、本人の同意を得ることについては、出入国在留管理庁における調査に支障を来し、それから、業務の円滑な実施が困難になるということから、適切ではないと考えております。

したがって、文京区個人情報の保護に関する条例15条第2項第3号の規定に基づき、本人の同意を得ずに外部提供を行うことについて、お諮りをするものでございます。

また、外部提供を行う際には、外部提供した旨を本人に通知することとなっておりますが、本件におきましては、こちらに記載のとおり、外部提供した旨を本人に通知することにより、出入国在留管理庁における調査に支障を来し、業務の円滑な実施が困難となるということから、219ページにございます資料の、本人同意のない外部提供における本人あて通知の省略基準表の整理番号1に該当すると整理し、本人通知を省略するものでございます。

こちらは、本日お諮りをいたしまして、通知制度を開始するということになりましたら、6月以降、通知を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**○内山会長** 説明が終わったということでございます。

それでは、この諮問事項につきまして、ご説明いただいたことについて、ご質問等を頂戴させていただくということにいたします。

お願いします。

**○後藤委員** 後藤と申します。よろしく願いいたします。

これはなかなか難しい案件だなというのがちょっと第一印象でございます。恐らく国民健康保険のご所管としても、ちょっと困ったなというところがおありなのかもしれません。私もこれを拝見していて、厚生労働省からの通知によりこの通報を行うという形になっているんですね。調査の権限は国民健康保険法の113条の根拠があるから、国民健康保険の所管の方としては、調査の権限はある、調査根拠はある。でも、その調査した結果を出入国在留管理庁に報

告をするところまでは根拠がない。個人情報保護条例に基づいて委員会の審議を求めるといふ、  
こういう立て付けでございますね。

○国保年金課長 はい、そのとおりでございます。

○後藤委員 国民健康保険の中で不適切な事案を防止するというのは大変大事なことだと思いますし、そういう事案が皆無ではないと思いますので、そういう意味でそういうことが分かった場合には、やっぱり何らかの措置を執る。でも、それは在留資格が変わらない限り、国民健康保険の担当としては資格をとめられないから、出入国管理庁に通知をするということになるわけですよ。ここで在留資格を変えられたら、それに基づいて資格をとめることができると、不適切な給付はそこでとめられるということでございますね。

○国保年金課長 はい。

○後藤委員 これは全国の1,800の区市町村で、個人情報の保護審議会で審議をしているのかと思うと、何かちょっとざわつくところが実はあります。

もう一言、意見的なものを言います。国がもっとちゃんと制度根拠を明らかにするべきかと、自治体の判断に任せるなよというふうに言いたくなるところは、何か感じたりもします。ちょっとそのことを感じたので、最終的に、また、皆さんのご議論で答申の意見として、国に対して……。

○内山会長 それはこの後、ご意見を伺いましょう。

○後藤委員 というのはちょっと感じました。すみません、以上でございます。

○内山会長 お願いいたします。名取委員。

○名取委員 この不適切な事例というのは、区から、何ていうんだろう。

○内山会長 通報するんですよ。

○名取委員 通報するという格好になるんですか。

○国保年金課長 そうです、はい。

○名取委員 区のほうでこのAさんの使い勝手がちょっとおかしいなと思ったら、その調査権というのは区にあるんですか。

○国保年金課長 調査はしないです。調査はあくまでも出入国在留管理庁で行うということなので、こちらとしては、この示されている内容に該当するものについて、通知をさせていただくということまでです。

○名取委員 今、数字はないでしょうけれども、具体的にこういう例というのはどのくらいあるという予想でしょうか。

○国保年金課長 この通知が1月に出て以降、実際に1年以内の方々ということで該当したケースは、今のところございません。仮に該当した場合には、聞き取りをするわけなんですけれども、その聞き取りをした中で、通知に該当するかというと、また、さらに絞られますので、実際のところはまだ、数といったところは読めないところです。

○名取委員 読めない。

○国保年金課長 はい。

○名取委員 ありがとうございます。

○内山会長 文京区においては、この高額療養費の支給申請自体の例がないんですか。

○国保年金課長 申請自体はもちろん、事例はございますけれども、資格を取得してから1年以内の方ということで限定して捉えますと、今の時点では該当がないです。

○内山会長 ない。

○国保年金課長 はい。

○内山会長 厚生労働省の国民健康保険課長の通知ということですが、制度を作りましたと書いてあるんですけれども、後藤委員のご質問の中でも分かることではあります、これは、法令等に根拠があるわけではないんですね。

○国保年金課長 はい、法的な措置ではございません。

○内山会長 課長決裁で作りましたと、法務省と話をして作りましたということなんです。

○国保年金課長 はい。

○内山会長 もう一つは、出入国管理上、いろいろなことがあって、国外退去処分等の対象になると思われる方でも、その手続が開始されたりするまでは、国民健康保険の被保険者であるという場合には、国民健康保険を使って医療行為を受けることはできるんですか。

○国保年金課長 そうですね。こちらに記載の各種申請もそうなんですけれども、こちらについては、この申請自体が適法であれば、そのまま受理するという形になります。

○内山会長 そうなんですよね。

○国保年金課長 はい。

○内山会長 もう1点。これは審議の、答申の結論に必要なことかどうかは分かりませんが、同種のことはいろいろな保険者にも投げ掛けられているわけなんですけれども、全く問題なく、このとおりの運用がされているという認識なんでしょうか。ないしは、文京区は一番最初の事例ということなんでしょうか。

○国保年金課長 今、多分同じような時期に各保険者でこのような手続が行われているところ

かと思えますけれども。去年の試行の段階においては、特にほかの22区の話では、該当するような事例というのはないということで聞いております。

○内山会長 東京23区内で1件もなかったんですか、こういうことが。

○国保年金課長 聞き取り自体はしたというケースはもちろんございますけれども、通知をして、その結果、退去になったという事例は聞いておりません。

○内山会長 それから、対象となる場合に、「その他医療を受ける目的で在留していることが特に疑われる場合」というんですけれども、文京区において、特に疑うか疑わないかということとは、どういうことによって認識されているのでしょうか。

○国保年金課長 このように書いてあるんですけれども、私どもとしても、窓口で実際にこれをどのように判断すべきかというところは、今の時点では正直……。

○内山会長 具体例がないから考えてもいないということよろしいですか。

○国保年金課長 そうですね、今の時点では。

○堀委員 多分程度なんですけれども、これから多分外国人どんどん増えてくる、そういう時代になっていますので、不法滞在とかのケースは結構出てくるように思うんですよね。一応、これをやるか、やらないかというよりも、そういう受皿を作っておく、区でもこういう不法滞在を発見する一つのツールとして、こういう健康保険を通じて、不審に思ったものについては網をかけるという、そういう意味ではこの公共性は大きいような気が僕はします。今後の日本の進み方を見ていると。これやったら必ず検挙しなきゃいけないとか、そういう話ではないので、また、運用の中で、いろいろこっちの係の中で、これを報告するのかどうかとフィルターをかけて、マネージされるだろうと思っています。だから、そういうことができるということの受皿を作るという意味での、多分有効性とか、それから、今後の世の中の流れにいろんなことが起こるだろうという想定の中で作っておく意味はあるというふうに、私は一応考えます。

○内山会長 もう1点だけ確認させてください。

本人同意のない外部提供における本人あて通知の省略基準表というのが、219ページにありますけれども、これに倣って、本件の場合も本人宛ての通知は省略するというご説明でしたが、219ページの四角囲みの中の例示は刑事訴訟法の例ですよね。

○国保年金課長 はい。

○内山会長 公務員として告発する場合、出入国管理等の違反があった場合に、その犯罪処理を促すという意味での通知というような趣旨でおっしゃっているのか。例示といっても、何か場面が随分違うような感じもしないでもないんですけれども。



○国保年金課長 実際には、私どもの窓口で明らかに犯罪性のあるものというのを目にするということは基本的にはなかなかないのかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、今、会長のおっしゃったとおり、並べてというところに多少ご意見もあるところかなとは思いますが、思っています。

○内山会長 元々健康保険業務ですから、犯罪捜査とは関係のない行政の仕事ですよ。

ご説明いただいたことについてのご質問等はこの程度ということによろしいでしょうか。

それでは、各委員のご意見を伺いますので、ご説明者は退席をするということでお願いいたします。

(国保年金課職員 退室)

○内山会長 それでは、諮問第2号について、ご説明も伺ったということをご前提として、諮問についてどのような答申をすべきか、ご意見を承りたいと存じます。

先ほどは、この制度自体は有用なものであるから、否定するような側面はないのではないかというようなご意見かと思いましたが、思っています。

はい。

○後藤委員 後藤でございます。本諮問に関して言いますと、国民健康保険の保険者たる文京区としては、国民健康保険制度を適正に運用する観点からは、このような措置は必要であろうかというふうに思います。そういう意味で、厚生労働省が創設した制度に基づいて提供することについては、諮問のとおり認めてよろしいかと思えます。ただし、先ほどもちょっと質疑の中でありましたけれども、この通報制度自体が厚生労働省の課長さんの一定の通知で来ているということについて言うと、やはりいかがなものかと思えます。こういう対象者の方にとって、何ていんでしょうか、場合によっては非常に不利益を生じるようなことも含めての判断の基になるものが通知で行われるということについては、やはり何らかの根拠、特に法的な根拠があるべきではないかというふうには感じます。その辺りを、例えば区長さんのほうから折を見て国に対して要望をしていただくというようなことも含めて、今後検討していただければというふうに感じました。

○内山会長 実際はどうかという問題はありますが、現実には厚生労働省の課長の一存でこういう制度を作りましたと、やっってくださいというようにしか思えないんですが、まさかそんなことではないんだと思えます。保険の制度を守るという意味では、こういうことも必要になるということなのかもしれませんということでは、諮問を実施するというものについては、差し支えないという言い方がいいかどうか、差し支えないということではあります。法令の明

確な根拠が不明であるという制度に基づく運用であるので、慎重な運用を求めますというよう  
な、これも付言をしておいていただいたほうが、後は文京区長さんの判断で、適切な判断をし  
ていただきましょうということではいかがでしょうか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

○内山会長 それでは、これも事務局でたたき台が用意されていると思いますので、それをご  
覧になった上で、さらにご意見を伺うということにいたします。

○総務課長 それでは、答申の案文につきまして読み上げさせていただきます。

平成31年4月22日付2019文総総第61号による平成31年度諮問第2号について、  
次のとおり答申します。

答申

1 諮問事項。在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度における出入  
国在留管理庁への外部提供について

2 審議会の結論。本件諮問に係る個人情報の外部提供について、実施することは妥当なも  
のと認める。

3 理由。本件諮問に係る個人情報の外部提供は、高度な医療サービスを一部負担のみで受  
けられる日本の医療保険制度を利用することを目的としながら、身分や活動目的を偽って、あ  
たかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し、国民健康保  
険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人の不適正事案を防止することを目的とし  
て行われるものである。

現在、日本に在留する外国人が約264万人となり、今後も在留外国人の増加が見込まれる  
中、国民健康保険適用の不適正な事例の防止は喫緊の課題であり、当該外部提供は、医療費の  
適正化を図ることにつながるものであり、より一層の適正な資格管理に努める面からも、その  
公益性が認められるものであるから妥当なものと認めるものである。

今、会長からお話があった付言につきまして、法の明確な規定がない中で、慎重な取扱いを  
求めるという内容の付言をつける案を作っていきたいと思っております。

○内山会長 肯定的な面は、事務局に書いていただいたこの理由のとおりとして、ただ、運用  
に当たって慎重を期していただきたいという部分は、法令に基づく制度というものではないの  
で、運用に当たっては慎重を期していただきたいというような付言をつけさせていただけるか  
どうかということですね。このようなことでよろしいでしょうか。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、これもお諮りさせていただきますが、諮問第1号と同様、そのような趣旨を付け加えて、今読み上げていただいた答申案を答申とさせていただくということにいたしまして、付言されている部分につきましては、会長の私に一任をさせていただいて、ご趣旨に合うような形で文案をまとめさせていただきます。その上で、成案につきましては、これも諮問第1号と同時ということにはなろうかと思えますけれども、各委員のお手元にお配りをするというにさせていただきますが、そのような取扱いをさせていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内山会長 それでは、そのように決させていただきます。

ということで、諮問2件についての審議が終了いたしました。この後は、報告事項についてご報告をいただきます。

まず最初に、報告第1号、このことについてご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、お手元の資料第13号、190ページをご覧ください。

本件担当課は、総務課と情報政策課となっております。情報政策課の職員をご紹介します。

下笠情報政策課長でございます。

○情報政策課長 情報政策課長の下笠でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、情報政策課、梅田主査でございます。

○情報政策課IT推進担当主査 梅田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 平成29年度に引き続き特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、安全管理措置の監査を実施いたしました。

監査は、全課を対象としたセルフチェックシートによる書面監査（1次監査）と、1次監査の結果を踏まえて13課を選定し、実地監査（2次監査）を実施いたしました。

監査の中では、各課一定の対応がとられることがうかがえましたが、課内研修の実施が不十分な点や、利用や提出・廃棄の記録がいまだに整備されていない例が見られる状況、マニュアルの規定整備が不十分な点、書類及びデータの保管・管理方法が適切でない等の改善点を指摘しました。

また、特定個人情報取扱い小型電子計算機においては、電子媒体の利用に大きな問題はありませんでしたけれども、昨年度に引き続きアクセス権の適切な設定、アクセスログの確認や分

析、不要なデータ削除等の改善点を指摘しました。

これらの指摘事項等については、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、2月に監査結果を全庁に周知し、取組みの強化及び職員への周知を図りました。

資料の説明は、以上でございます。

**○内山会長** ご報告ということですから、この際、このことについてご質問等があればいただくということにいたします。

お願いいたします。

**○堀委員** セルフチェックシートから13課を抽出されていると思うんですけども、その根拠になる前提というのは、どういうもの、どういうアイテムを中心に13課を選ばれたのか、その根拠をちょっと明らかにしていただきたいんですが。

**○情報公開・法務担当主査** セルフチェックシートで、最初、全課を対象に抽出して、1回目の回答をしていただきます。その内容から、チェックしに行ったほうがいいであろうところを抽出していく形で対応しております。やはり特定個人情報の取扱いが多いところ、あと、セルフチェックシートの回答の中で少し気になるところ、適切な運用が疑われるようなところ、あとは監査も今、3年目、4年目を迎えていくに当たって、できるだけ多くの課、今まで行ったことがないところにも行こうというところの視点から13課を設定していくという流れです。

あとは、情報部門では小型機が入っている部分については、回っていくというところがございます。

**○堀委員** これは、今回1回目じゃなくて、ずっと継続的にやられている話なんですか。

**○情報公開・法務担当主査** はい。

**○堀委員** 分かりました。それで、ここで優先順位を付けて、危ないところは集中的にやることになるということですね。

**○内山会長** 特定個人情報の取扱い等について、随分びっくりするような事例がここに書かれていたりしますが、あの情報については慎重な上にも慎重な取扱いをするということで始めた制度なんですけれども、現実に運用してみるとこんなことがある。例えば、193ページの辺りのことなんですけれども、ほかの人でも見られてしまうとかいうような記載も書いてあったりしますが、こういう例は1件だけなのか。言ってみれば、とんでもないことのような気もするんです。現状では、こういう状況は改善されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○情報政策課長** どちらの部分でしょう。

○内山会長 193ページの、例えばキ、特定個人情報に記載された申告書がほとんどの課で施錠付キャビネットで保管されていたが、事務取扱者が異なる他の事務と同じキャビネットで保管している例が見られた。ほかの人も接触してしまうような書き方がしてあるんですけれども、事故はなかったんでしょうか。

○情報公開・法務担当主査 現実的に事故までは発展していない状況です。

数としましても、監査を始めました最初のころは、確かに幾つかの課でありましたが、毎年減ってきているという状況です。

ただ、監査をする前、実地検査に入った中で、そういう状況があれば、保存のやり方、あと鍵付きのバッグで保管していただくような形で対応をとっていただいているので、事故までは発展してはいるんですが、ヒヤリ・ハットという意味ではこういう事例がまだ幾つかは出ているという状況です。

○内山会長 なるほど。

厳密な監査をこうやってしていただいたからこそ、こういう指摘が書いてあるという意味では、監査をしているということについては信頼をいたしますけれども、このような不適切な取扱いがあった場合には、二度とこういうことが起こらないような措置といたしますか、対応を、文京区の組織としてやっていただいたほうが良いと思います。現状は、こういうことはないということでもよろしいでしょうかということでも伺ったんです。

○情報公開・法務担当主査 ちょっと重ねてになりますが、監査結果を所管課に返す際に、一応改善という形で所管から報告をいただいておりますので、その中で指摘していたところについては、改善が図られているという報告を受けている状況です。

○内山会長 それでは、報告事項ですから、これ以外にご質問等があれば、後刻また、担当課にご照会をしていただくということも可能だと思いますので、本日の時点は、報告第1号については、この程度ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、次に、報告第2号について、お願いいたします。

○総務課長 それでは、引き続きまして、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。資料は、第1号から第12号まででございます。

それでは、資料第1号から説明いたします。資料第1号は、1の1と1の2となっております。平成30年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1の1は所管別に、請求件数を整理したもので、1の2は個々の請求内容でございます。

平成30年度は、総件数で444件の公開請求がございました。平成29年度は401件で

ございましたので、43件の増となっております。これは、指定管理者の評価・選定に係る公開請求や食品衛生関係の公開請求が昨年度と比較して若干増加したことによるものでございます。

次に、資料第2号、こちらは個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。2の1は所管別に件数を整理したもの、2の2は個々の請求内容でございます。

平成30年度は、総件数で98件の開示請求がございました。平成29年度は78件でしたので、20件の増となっております。増となった主な要因ですが、子ども家庭支援センターに対する請求件数が増加したこと等による結果と考えております。

次に、108ページ、資料第3号は、情報公開条例で公表が義務付けられ、あるいは努力義務となっているものがありますが、これは条例に基づいて、実際に行政情報センター、シビックセンター2階にございますが、そこにおいて公表したもののリストでございます。

最初に、条例第22条に基づく公表資料でございます。区の予算・決算、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要施策の成果など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報について、公表を行っております。

次のページは、条例第23条、情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。

次に、110ページをご覧ください。こちら資料第4号は、個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報の業務登録数は584件で、個人情報ファイルの登録数は196件となっております。

新規登録業務、廃止業務は、次ページ、111ページと、その次のページ、112ページに一覧がございます。

次に、113ページ、資料第5号は、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取扱業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされております。データ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託されております。

152ページ、資料第6号は、指定管理者制度適用施設の一覧でございます。平成18年から指定管理者制度が導入されておりますが、ご覧の施設が指定管理者によって運営されております。

154ページ、資料第7号、こちらは個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聞いて、目的外利用を認めたものにつき、区の内部において、税情報や

福祉・年金関係の情報を福祉、介護・医療関係業務に利用していることを示しております。

次に、173ページ、資料第8号、こちらは個人情報の外部提供をした業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聞いて、認められたものにつき、税情報や戸籍、年金、食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公庁に提供したものでございます。

次に、179ページ、資料第9号、こちらは外部結合した業務の報告でございます。外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するものを指します。平成14年に開始した住民基本台帳ネットワークと、平成22年度から開始したマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納と、平成25年度から開始した戸籍の副本の法務省戸籍副本センターへの送信、平成28年度から開始した住民票の写し等のコンビニ交付サービスが該当しますので、この状況をお示しするものでございます。

次に、185ページ、資料第10号、こちらは昨年度の当審議会及び情報公開及び個人情報審査会の開催状況でございます。

審議会については、資料にありますように、30年度2回開催し、定例報告を含め、5件の報告及び2件の諮問を行っております。

審査会につきましては、自己情報開示請求に係る存否応答拒否処分を不服とする審査請求が1件、行政情報の一部公開決定を不服とする審査請求が2件、後に併合されておりますが、提起されております。30年度は2回の審査会を開催いたしました。事案の内容と審査結果は、資料にあるとおりでございます。

次に、187ページ、資料第11号、こちらは平成28年1月19日審議会答申に基づく報告でございます。個人情報保護条例第8条第2項第5号には、心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益が不当に侵害するおそれがないと認められたときに例外的に、本人以外の者から個人情報を収集することができる旨が規定されております。同法に基づく収集は、現時点において、認知症高齢者等徘徊対策事業のみとなっております。この事業名は「ただいま！支援登録」における本事業の申請者数は170名、うち、本条文の適用となる本人以外の家族等による申請は165名となっております。また、区で保護した身元不明高齢者の情報提供における実績は、昨年度に引き続きございませんでした。

次に、188ページ、資料第12号、こちらは存否応答拒否処分の報告でございます。いずれも子ども家庭支援センターにおける個人情報保護条例に基づく存否応答拒否処分、30年

度は5件の処分を行っております。事例の概要につきましては、資料にあるとおりでございます。

以上が、簡単でございますが、定例報告でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

定例報告ということで、ご説明をいただきました。非常に大事な情報でございます。この段階でご質問があればいただきますが。

ございませんでしたら、これも後刻、質問、疑問等があれば、担当課にご照会をいただければ、相応の対応はとっていただけるとお思いますので、ここでは報告第2号についても、報告いただいたということにさせていただきます。

それでは、報告2件につきましても、報告をいただいたということにいたします。

#### 4 その他

○内山会長 次、第4ということになります。その他ということですが、何かございますでしょうか。

○総務課長 それでは、事務局からお礼かたがた、お願いがございます。

当審議会の委員任期でございますが、来月、6月末で任期満了となります。この2年間、制度の適正な運用のため、ご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

既に区報4月25日号で、公募区民の方につきましては、募集記事を掲載しておりますけれども、現委員の方も再任を妨げないとなっておりますので、希望される方は、選考手続きがございますが、よろしく願いいたします。

また、団体等からのご推薦をいただいている方につきましては、別途それぞれの所属団体に推薦依頼をさせていただき予定でございます。ご面倒とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

#### 5 閉会

○内山会長 それでは、その他についてもご説明が終わりましたので、これをもって本日の審議会は終了ということにさせていただきたいと思っております。



お疲れさまでございました。